

一般社団法人 トルコキキョウの会 (TKK) 賛助会員規定

(目的)

第 1 条 1. 本法人に設ける賛助会員制度の運営その他については、本規約の定めるところによる。

2. 賛助会員制度は、本法人に対する協力及び本事業内容の推進に資することを目的とする。

本法人の主たる事業内容

- ①難治性小児がん「小児脳幹部グリオーマ」の治療研究・薬剤開発・緩和ケアの推進
- ②小児がんに関わる政策提言、課題解決の為にイベント開催及び協力
- ③小児がん等で亡くなった子どもたちの啓蒙及び施設運営
- ④小児がん経験者や医療的ケア児と、その保護者への就労支援
- ⑤リユースにおける寄付品や商品買取による販売事業
- ⑥がん患者へのアピアランスケアの促進及び支援
- ⑦病院・児童養護施設への支援活動
- ⑧宿泊施設の運営
- ⑨その他当法人の目的を達成するために必要な事業

(資格)

第 2 条 賛助会員の資格を有する者は、本法人の主旨に賛同し、本法人の円滑な実施に協力するものとする。

(資格期間)

第 3 条 賛助会員の資格期間は、毎年 8 月 1 日に始まり、7 月 31 日をもって終了する会計年度とする。

但し、賛助会員からの申し出がない時は、自動的に継続する。

(賛助会員に対する事業)

第 4 条 本法人は、第 1 条の目的を達成するため、賛助会員に対し、次の事業を行う。

- (1) 本法人に関する情報の提供
- (2) 本法人の行事等のご案内
- (3) その他の第 1 条の目的を達成するために必要な事業

(入会と会費)

第 5 条 1. 賛助会員になろうとする者は、本法人の所定の申込書にて入会するものとする。

2. 賛助会員は、年会費を納入するものとする。

3. 賛助会員の年会費は、次のとおりとする。

- (1) 賛助会員 個人 1 口 3,000 円 (1 口以上) とする。

(2) 賛助会員 法人・団体 1口 10,000円 (1口以上) とする。

但し、年度途中の会費もその年度一期とする。

(退会)

第 6 条 賛助会員はいつでも退社することができる。ただし、1か月以上前に当法人に対して予告をするものとする。

(除名)

第 7 条 賛助会員が、当法人の名誉を毀損し、若しくは当法人の目的に反する行為をしたとき、又は会員としての義務に違反したときは、一般社団法第 49 条第 2 項の社員総会の特別決議によりその賛助会員を除名することができる。

(議決権)

第 8 条 賛助会員は正会員と異なり、当法人での議決権を有さないものとする。

(その他)

第 9 条 賛助会員について本規約に定めのない事項で必要な事項は、社員総会の定めるところによる。

附則 本規約は令和 4 年 8 月 31 日より施行する